

2024年3月28日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証グロース市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2161)

(経過事項の報告) 会社更正法適用申請の棄却に関する
GLのプレスリリースについて

当社は、昨日2024年3月27日付開示「経過事項の報告」 Group Lease PCLに対する会社更正法適用申請の棄却に関するお知らせ（勝訴）」においてお知らせのとおり、当社の持分法適用会社であるGroup Lease PCL. (以下、「GL」)に対して申立てられておりました会社更生の申立てを、同日タイ中央破産裁判所が棄却しておりました。

本件に関してGLがプレスリリースを公表しておりますので下記に日本語に翻訳してお伝えいたします。

当社としましてはGLに対して裁判所に否定されたにもかかわらず、同一の申立てを度重ねて行い、しかもタイの法曹界の常識、近代国家における自然権を侵害し、公正な裁判を受ける権利すら侵そうとする、不遜な取り組みをJトラストグループならびにその経営者が行なっていると考えております。これは法制度の濫用に他ならず、これに対してGLと連携して、その全責任を当該法人個人に対して追及してまいります。

GLが開示した原文は以下のURLをご参照ください。

<https://grouplease.international/newsroom/0799NWS280320240841390064E.pdf>

(以下はGLによるプレスリリースの日本語訳となります。)

プレスリリース

2024年3月28日

中央破産裁判所による Group Lease PCL の事業再生申立の棄却決定について

Group Lease PCL (GL) の Deputy CEO である此下竜矢は、2024年3月27日、中央破産裁判所よ

り、事件番号 For. For. 21/2566 (2023)の (GL に対しての) 事業再生申立を棄却する決定が下りましたことを報告し以下のように語りました。

「事業再生の申立が起こされたことにより、GL は一部の事業活動を制限される (注 資産保全を目的として通常業務以外の債務返済などが停止される) オートマティックステイの状態にありましたが、この決定によりその制限がなくなりました。この決定に従って、今後は、JTrust Asia PTE Company Limited (以下「JTA」) からの (下記のような) 要求や異議申し立てを裁判所はもはや検討する必要がなくなったものです。

JTA がこのような事業再生を (GL に対して) 提出を繰り返しており、すでに 3 回目となっております。加えて今回 JTA は、JTA が起こした訴訟に GL が対応するための弁護士費用を含め、オートマティックステイの状態では、GL は顧問弁護士等に弁護士費用を支払わせないと主張していました。訴訟に巻き込まれた企業や個人にとって、弁護士費用を支払うことは、タイの法律で認められている通常の業務であり、自然権を守るためにも極めて重要なことです。

弁護士費用の支払いに関する JTA による異議申し立ては、理不尽な方法を使ってでも GL の両手を縛ろうとする意図を明らかに窺わせるものです。タイのような近代国家で訴訟中の当事者が法律顧問等に費用を支払うことを禁じられたら、どうやって自らの権利を守ることができるのでしょうか? JTA や、JTA の母体である J トラスト、そしてその経営陣の思惑は、投資した資金を善意を持ってまっとうな方法で回収するなどというのではなく、不当な行為に及んででも果たそうとする悪意が潜んでいることは、当社の目からはさらに明らかになったと考えています。私たちは、すべてのステークホルダーのために、このような違法な行為を繰り返した代償を支払わせるために最善を尽くします。」

GL の石神理貴 CEO は、中央破産裁判所から調査終了後、GL にとり望ましい結果を得たことについて伝えています。「裁判所は、JTA による GL の事業再生の請求を棄却し、GL はオートマティックステイ状態から解除されました。JTA のタイで 3 度に及ぶ GL の事業再生への企てが成功しなかったことは、JTA が正当な理由なくこの訴訟を提起したことについて示しています。従って、裁判所は再生の申し立てを棄却し、JTA による異議申し立て (弁護士費用の支払いをさせないとい異議申し立てを含む) は考慮しないこととしました。当社は、裁判所の判断の正当性を確信しています。」